

令和

5

年度

# 釧路地区 出張特別試験用 免許試験案内



協会シンボルマーク

公益財団法人 安全衛生技術試験協会  
北海道安全衛生技術センター

〒061-1407 恵庭市黄金北3丁目13番地

TEL 0123-34-1171(代表)

FAX 0123-33-9455

<https://www.hokkai.exam.or.jp/>

労働安全衛生法に基づく各種免許試験のうち、釧路地区における学科試験を次のとおり実施します。

試験の前に説明を行います  
ので、試験開始時刻の15分  
前までに入室してください。

## 1. 試験の種類及び日時

試験の種類	試験日	試験時間割	試験時間
一級ボイラー技士	令和5年 8月2日 (水曜日)	9:30~13:30	4:00
二級ボイラー技士		9:30~12:30	3:00
ボイラー整備士		9:30~12:00	2:30
クレーン・デリック運転士(クレーン限定)		9:30~12:00	2:30
移動式クレーン運転士		9:30~12:00	2:30
第一種衛生管理者		9:30~12:30	3:00
第二種衛生管理者		9:30~12:30	3:00
潜水士		9:30~13:30	4:00

## 2. 試験場 (4ページの案内図をご覧ください)

釧路市観光国際交流センター 釧路市幸町3-3

## 3. 受験申請書の受付期間と提出先

出張特別試験のため、受験申請書の受付期間、提出先等がセンター(恵庭市)で行う試験と異なりますので、ご注意ください。

受付期間	令和5年6月12日(月)~6月23日(金)〔持参の場合は土・日曜日を除く〕
提出先	〒084-0906 釧路市鳥取大通1-8-2 釧路労働基準協会 TEL 0154-65-5169

※障がいのため免許試験実施上の特別な配慮を希望する方は、申請時に申し出てください。

※上記提出先の釧路労働基準協会では、現金での試験手数料の受領はできませんので、郵便局又は銀行で振込後、受験申請書(振替払込受付証明書(お客さま用)を貼付)を持参あるいは郵送(簡易書留)してください。

受付時間は、9:00~12:00・13:00~16:00です。

## 4. 試験科目及び受験資格

各免許試験ごとに異なりますので、詳細は「[免許試験受験申請書とその作り方](#)」(冊子・受験申請書の頒布機関等については、[下記9をご覧ください。](#))をご覧ください。

## 5. 試験手数料及びその払込方法

(1) 試験手数料 

各免許試験とも	<b>8,800円(非課税)</b> ※令和5年度試験より左記手数料となりました。
---------	---

(2) 払込方法

受験申請書に綴込みの「払込用紙」により、最寄りの郵便局又は銀行で払い込んでください。

## 6. 受験申請

(1) 免許試験受験申請書

所定の用紙を使ってください。(申請書は[下記9](#)によりお求めください。)

(2) 振替払込受付証明書

試験手数料として、郵便局又は銀行に払い込んだ「[振替払込受付証明書\(お客さま用\)](#)」を、申請書の所定欄にのり付けしてください。

(3) 写 真 1枚

申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身、正面、無帽、背景無地の写真(サイズ30mm×24mm)を、申請書の写真欄にのり付けしてください。(写真裏面に氏名及び試験の種類を記入)

(4) 本人確認証明

一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士試験を受験される方は、申請書に記載した氏名、生年月日・住所の確認のため、住民票〔個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの〕又は運転免許証・健康保険証(住所が記載されたもの)等のコピーを申請書裏面の所定欄にのり付けしてください。

(5) その他の添付書類

イ 受験資格を証明する書類(詳しくは、「[免許試験受験申請書とその作り方](#)」(冊子)をご覧ください。)

・一級ボイラー技士試験を受験する場合

二級ボイラー技士免許証のコピー(事業者等の「[原本証明](#)」が必要です。)

(注) 原本証明の方法は「[免許試験受験申請書とその作り方](#)」(冊子)の「[原本証明記載例](#)」をご覧ください。

・二級ボイラー技士及びボイラー整備士試験の受験資格は不要です。

なお、ボイラー実技講習修了証(原本)は、合格後の免許申請をする際に必要です。

・ボイラー整備士についても合格後の免許申請をする際には、実務経験の証明書が必要になります。

・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士試験を受験する場合

受験申請書を提出する時点で、実技教習を終了している方は修了証の原本又はコピー(事業者等の「[原本証明](#)」が必要です。)を添えて申請してください。

・衛生管理者試験を受験する場合(第一種、第二種共通)

①事業者証明書……「免許試験受験申請書とその作り方」(冊子)に綴込みの用紙を切り取ってお使いください。

②労働衛生の実務に従事した経験が10年未満の方は、卒業証明書(原本)又は卒業証書のコピー(事業者等の「原本証明」が必要です)を添え申請してください。

#### ロ 再受験申請の場合

再受験の方の受験申請書には前回の「免許試験結果通知書」又は「受験票」を添付することによって、上記6の(4)及び(5)の添付書類は省略することができます。

ただし、住所等に変更がある場合には、変更されたことを確認できる住民票〔個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの〕等の提出が必要です。

※ 受験資格の有無の確認等受験申請書の審査は、北海道安全衛生技術センターが行います。受験申請書の内容について、北海道安全衛生技術センターから受験される方へ直接照会する場合があります。

受験資格が無いなど受験申請書の内容に不備がある場合は、北海道安全衛生技術センターから受験申請書の返却及び試験手数料の返還(振込手数料は受験申請者負担)が行われます。

## 7. 受験票の発送

受験票は、令和5年7月21日(金)までに受験者あて直接郵送(発送)します。

この日を過ぎても届かないときは、必ず北海道安全衛生技術センター(Tel 0123-34-1171)に連絡してください。

## 8. 試験結果の通知

(1) 試験結果発表日は令和5年8月16日(水)です。

受験者には、はがきにより通知(同日発送)します。(電話による合否等の照会にはお答えできません。)

また、北海道安全衛生技術センターのホームページ(<https://www.hokkai.exam.or.jp/>)にも合格者の受験番号を掲載(同日)します。

(2) 合格基準について(学科試験)

試験に合格するには、科目又は範囲ごとの得点が40%以上で、かつ合計点が60%以上の得点が必要となります。

(3) 不合格者に対する得点の通知

学科試験の不合格者に対しては、試験結果とともに得点を通知します。得点については合計点と科目又は範囲ごとの得点になります。

なお、合格者については得点の通知はいたしません。

(4) 試験に合格した方は、免許申請書を東京労働局 免許証発行センター(〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館二階)に提出してください。

免許申請書は、北海道労働局、各労働基準監督署及び北海道安全衛生技術センターでお求めください。

なお、試験当日、試験会場でも配布いたしますが、数に限りがありますのでご了承ください。

## 9. 受験申請書の求め方

受験申請書は、北海道安全衛生技術センターのほか、次の協会（頒布機関）で無料配布しております。

**（各協会では郵送の取扱いはしていません。）**

郵送を希望の方は、「必要部数」を明記したメモ書き及び郵送料金分の切手を貼った宛先明記の「返信用封筒（角型2号封筒縦33cm横24cmの大きさ）」を同封の上、北海道安全衛生技術センターに申し込んでください。

令和5年4月1日現在

郵送する部数	1部	2部	3～4部	5～9部
郵送料（切手）	210円	250円	390円	580円

※角型2号のサイズを超えると郵便料金不足が生じますのでご注意ください。

※郵便料が不足した場合、不足分は受取人払いとなります。予めご了承ください。

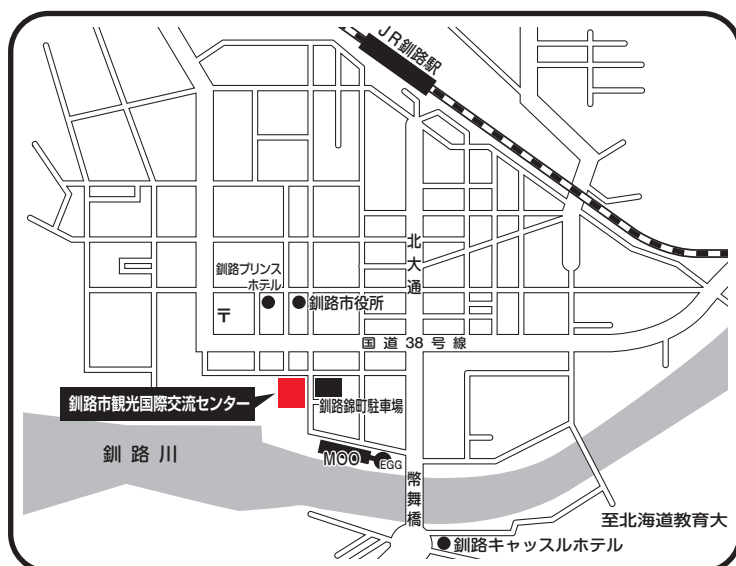
### 頒布機関

釧路労働基準協会	☎084-0906 釧路市鳥取大通1-8-2	TEL 0154-65-5169
帯広労働基準協会	☎080-0017 帯広市西7条南6丁目 帯広建設会館	TEL 0155-24-0567
北見労働基準協会	☎090-0056 北見市卸町3丁目9-2 日日ベーカリー2F	TEL 0157-57-6038

## 10. その他

- (1) 受験申請書をお求めの際には、出張特別試験を受験することを申し出てください。
- (2) 受験票が発行された後は、試験の種類、試験日又は試験地の変更、免除科目の追加並びに試験手数料の返還はできません。
- (3) 北海道安全衛生技術センター（恵庭市）では、労働安全衛生法に基づくすべての免許試験を年間を通じ実施しております。
- (4) 試験に関することは当センターに電話照会してください。

## 試験場案内



- ・釧路駅より徒歩約15分。
- ・タクシー5分（550円程度）

### （注意）

試験場には駐車場はありませんが、隣に有料駐車場があります。